

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会
第 8 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 7 月 30 日（火）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

平野部会長、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（3 名）

中山行政管理課長、三枝主査、担当 1 名

説明者（8 名）

子ども家庭課長、多文化共生推進課長、子ども総合センター所長、保育課長、子ども園推進課長、中央図書館長代理、男女共同参画課長、地域福祉課長

<開会>

【部会長】

第 8 回第 2 部会を開会します。

本日は、前回に続き計画事業のヒアリングを行います。

対象となる事業は、計画事業 12「子ども・若者に対する支援の充実」、11「外国にルーツを持つ子どものサポート」、10「学童クラブの充実」、13「地域における子育て支援サービスの充実」、6「配偶者等からの暴力の防止」、5「成年後見制度の利用促進」です。

最初に 12「子ども・若者に対する支援の充実」について、子ども家庭課長よりご説明を受け、その後質疑を行います。子ども家庭課長よろしくお願ひします。

【説明者】

よろしくお願ひします。

計画事業 12「子ども・若者に対する支援の充実」についてご説明します。

まず、区の施策体系におけるこの事業の位置づけについてご説明します。区は、まちづくりの基本目標「Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の実現のために、個別目標「2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」を掲げ、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを目指しています。

その個別目標を達成するための基本施策の一つに「② 地域で安心して子育てができる

しくみづくり」があります。これは、子どもを安心して産み育てられ、すべての子どもたちが伸び伸びと健やかに成長できるなど、子育てと子どもの自立に対する支援の仕組みが十分に整備されているまちを目指すもので、地域が積極的に受皿となりサポート体制をつくるなど、様々な取組を行うものです。その取組の一つがこの事業です。

位置づけについては以上です。続いて事業の内容についてご説明します。

この事業は、世帯形成期にある子どもから若者を長期的かつ適切に支援するため、子ども・若者の支援を行う様々な機関のネットワークをつくとともに、子ども・若者に対する総合相談窓口を設置し、関係機関紹介やその他必要な情報の提供、助言を行うものです。

ネットワークについては、もともと「子ども家庭サポートネットワーク」という、乳幼児や小・中学生に対する虐待の予防、不登校問題への対応、障害をお持ちのお子様やご家庭へのサポートなどを行う関係機関のネットワークがあったのですが、15歳から39歳までを対象とした「子ども・若者育成支援推進法」という法律ができ、若者も支援していこうとなりましたので、「子ども家庭サポートネットワーク」を39歳までを視野に入れた「子ども家庭・若者サポートネットワーク」という新たなネットワークに発展改組しました。具体的には、若者の就労・自立を果たすため、「若者自立支援部会」を新たに設置し、ハローワーク等の関係機関にも入ってもらいました。

総合相談窓口というのは、とにかく身近なところで相談ができるよう、子ども家庭部、教育委員会、健康部、地域文化部の所管する様々な相談窓口を、区内15か所に設置した「子ども・若者総合相談窓口」に集約して、たらい回しにすることなく一旦お話を聞き、内容によって適切な関係機関をご案内し、必要により面談のご予約等もいただくものです。

個人情報を取り扱いますので、関係機関につなぐ際には、その場で相談者ご本人からご承諾を得るようにしています。関係機関に行っていただく際には、総合相談窓口で聞き取った内容を、連絡票という形でご本人にお持ちいただいたり、ファックス、メール等の方法により、事前にその関係機関に連絡したりすることで、よりスムーズな相談体制がとれるようにしています。

事業の目標としては、区民意識調査で「生活における心配ごと」についての12個の設問に対し、40歳未満の独身者（独身期）である区民が「生活における心配事がない」と考える割合を、27年度までに45%にしようというものです。目標水準については、23年度末の調査結果42.4%を参考に設定しました。

他にも、子ども・若者支援機能の整備及び子ども・若者総合相談窓口の設置についても目標としておりましたが、こちらについては24年度に達成いたしました。

事業の経費としては、新たな相談窓口を設置するための看板や、様々なマニュアルづくりなどに用いました。

執行率が69.4%に留まったのは、マニュアルの作成を、業者をお願いしようと考えていた印刷も含めて、全て自分たちで行ったためです。

看板は業者をお願いして、15か所の窓口に大きなものや卓上用のものを設置、表示して

います。

次に評価の内容についてですが、おおむね適切であり計画どおりと評価としました。

今後の取組方針としては、総合相談窓口及び関係機関のネットワークによる支援を継続していこうと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

若者が抱える困難で特に多いものは何ですか。

【説明者】

社会性が余り身についていないことに関する相談などが多くあります。

それから、保健センターなどには精神的な病を抱えた若い方も結構いらっしゃいます。

相談者の抱えている問題は、家庭、生き立ち、気質的なものなど様々な要因が絡み合っていますし、その程度も様々です。やはり精神的な面がかなり厳しいなということと、社会性が身についていないことについては、親御さんのお子さんへの接し方が大きく関わってきますので、困難としてはそれが一番大きいと認識しています。

【委員】

心の病を抱えている方や、社会性があまり身についていない方にとっては、まず窓口まで行くことが大変であり、一つの課題だと思います。窓口まで連れていく手段、来ていただく手段は、どのように考えていますか。

【説明者】

おっしゃるとおり、どうやって相談に来ていただくかが一つの大きな課題です。

例えば、区では「若者のつどい」というイベントを実施しています。少しでも若い方の楽しみや生きる糧、自信になるよう、年に1回、新宿文化センターを借り切ってフェスティバルみたいなものをやるのですが、そこで各種リーフレットをお配りするなど情報発信を行っています。また、著名人やお笑い関係等芸能界の方など、若者が関心のある方、それもなるべく来場者に年齢の近い若い方で、以前に引きこもっていた経験があったとか、ご苦勞をされた方に来てもらい、経験談や「自分はこのように克服した」というお話を、お笑いも含めて楽しくやっていただいています。他にも、新宿区と友好提携を結んでいる伊那市の若者に来ていただいて男女の出会いコーナーを設けたり、男女共同参画課が、社会性の基本的ツールの1つである会話やコミュニケーション技術に関する講座を設けたりしています。もちろん元気な方やお子様連れの方向けのコーナーも設けており、とにかく種々多様なコーナーを設けることで、様々な若者に来てもらいたいと考えています。ご本人がこういった場所にも来られないような場合についても、ご家族、ご兄弟、ご友人、またはそういう方たちを支援しているNPO団体の方などにご参加いただくことで区の施策を知ってもらい、各種相談につなげてもらう効果もあると考えています。

それから15か所の総合窓口を設置して、たらい回しすることなくお話を伺って、解決に結びつくような専門機関等にきちんとつなげていく体制の整備により、相談に来る敷居が下がっている部分はあるのではないかと考えています。

【委員】

ニートや引きこもりの問題は、日本社会全体の重要な課題だと捉えています。

区には現在何人程度対象となる若者がいると想定されているのでしょうか。

【説明者】

15歳から39歳までの若年無業者、いわゆるニートの数は、日本全国ですと、ここ数年約80万人で推移しています。この数値は内閣府が出しているもので、若者の意識に関する調査、引きこもりに関する実態調査を22年の2月に行い、その有効回収数の1.79%を広義な引きこもりとして推計した場合の数字です。同様の割合で計算すると、新宿区に住む15歳から39歳人口約10万6,000人のうち約1,900人がそのような状態にあると考えられます。実際に、中学校では生徒35人に1人、小学校では児童314人に1人が不登校となっており、若者が抱える課題が深刻化しているとの考えから、第二次実行計画においてこういった取組を始めました。

【委員】

総合窓口にいるカウンセラーさんなど相談を受ける方は、どのような方なのでしょうか。

【説明者】

カウンセラーは、もともと各種相談を受けていた各部課、部署の相談担当者なので、基本的に特別な資格を有することを要件とはしていません。ただ、少なくとも健康部の保健センターには国家資格を持った保健師さんがいます。また、教育委員会の教育センターには不登校を中心に相談を受けていた先生方がいますし、地域文化部ですと消費生活センターや、若年者就労支援室「あんだんて」を新宿ここ・から広場のしごと棟に設けています。子ども家庭部にはもともと子ども家庭支援センターがありましたので、虐待関係の相談を中心に受けていた社会福祉士の資格をお持ちの方や、児童福祉を長年やってきた方が担当しています。総合窓口とはいっても、このように得手不得手はありますので、お話を聞いた上でそれぞれ得意な窓口にご案内することになります。例えば子ども家庭支援センターに就労相談に来られた場合、お話を聞いた上で、若者の就労自立をやっている消費生活センターや「あんだんて」、あるいはハローワークなどにつなげます。

【委員】

先ほどもありましたが、問題を抱えた方にどのように来てもらうかが大きな課題だと思います。ご説明のあったイベントの他に、どのようなPRを行っていますか。

【説明者】

おっしゃる通り、このPRが一番苦しいところです。ありきたりで恐縮ですが、区の広報やホームページ、各種イベントを通じて周知を行っています。イベントについては、当日はもちろんのこと、そこに至るまでの数週間にわたってマスコミを使うなど様々な事前

周知を行っています。また、今年度は新たな取組として、町会関係の了承を得て町会の掲示板を使った周知を行おうと考えています。

それから、民生委員さんにもご周知をお願いしています。民生委員さんにはこの他にも情報のご提供もいただいております、ご負担をおかけしていますが、大変大きな効果があると思っています。

【委員】

意見としてお聞きください。

今年、東京大学教授のグループが「20～59歳の働き盛りで未婚、無職の男女のうち、社会と接点がない「孤立無業者」が、2011年時点で、5年前より4割増えた162万人に上る」との調査結果をまとめたという新聞記事が出ていました。その中には、「職探しへの意欲が失われて孤立に陥ると、現在は家族が支えることができても、将来経済的に厳しい状況に陥る」という旨の指摘があるそうです。

今お話を伺っていて、この事業の対象となる前の、小・中学校における義務教育の目的の一つに、子どもが自立するため知識・意識を身に付けさせることがあるということを確認にしていく必要があると感じました。また、親もそういう思いをもって子育てをしないといけないのではないのでしょうか。現在はこういった実態が発生してからどうしようかと対策をしている状況にあると思いますが、今後は、もっと小さいときから子どもの自立につながる子育て・教育をしていくことが大事になってくると思います。

今後も頑張ってくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

【説明者】

貴重なご意見をありがとうございます。

【部会長】

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

では子ども家庭課へのヒアリングは以上になります。ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

続いて、11「外国にルーツを持つ子どものサポート」について、多文化共生推進課へのヒアリングを行います。まず、多文化共生推進課長から事業のご説明をうかがいます。よろしく願いします。

【説明者】

よろしく願いします。

まず、区の施策体系におけるこの事業の位置づけについてご説明します。まちづくりの基本目標「Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」を達成する

ための個別目標「2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」の基本施策「① 地域において子どもが育つ場の整備・充実」に位置づけられている事業です。

次に具体的な事業内容についてご説明します。

新宿区は人口の 10%強が外国人であり、外国にルーツを持つお子さんも多数いらっしゃいます。外国にルーツを持つというのは、外国籍の方のほか、例えば日本国籍をお持ちであっても親御さんが外国籍である方などです。

区では平成 23 年度に「外国にルーツを持つ子どもの実態調査」（以下「実態調査」という）を行い、その中で幾つかの課題が出されました。それをどのように施策に反映していくかの調整をこの事業で図っています。教育委員会、子ども家庭部など広い部署に関わる課題なので、当課が調整の役割を担っています。

具体的な課題としては、例えば外国にルーツを持つ子どもたちを、家庭環境の中あるいは学校の中でどのように教育をしていくかがあります。それから不就学の問題があります。区内には就学年齢にある外国籍のお子さんだけで 1,500 人ぐらいいらっしゃいます。その中で、区立の小中学校に通っている方がそのうち 500 人ぐらい、河田町にある韓国学校に通っている方が 500 人ぐらい、残りの 500 人はインターナショナルスクールやエスニックスクールに通われていますが、実態としてどこにも通っていないお子さんもいらっしゃると思われま

す。それから、教育委員会が学校で行っている「日本語サポート」という事業にも関連して、他の子どもたちと同じように学校教育を受けられるだけの日本語能力を、どのように身に付けさせていくかが課題となっています。

こうした課題への対応を検討するため、24 年度には実態調査を受けてのシンポジウムを開催したほか、教育委員会、子ども家庭部と「施策検討会」という会議を 7 月に立ち上げ、連携した具体的施策の検討を行いました。

実績については、大変残念ながら 5 回予定されていたシンポジウムは 1 回の開催に終わりました。これは、昨年 9 月に「多文化共生まちづくり会議」（以下「まちづくり会議」という）という区長の諮問機関を立ち上げ、「災害時における外国人支援の仕組みづくり」と「外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上」という 2 つのテーマについて諮問した中で、実際シンポジウムに至るまでに様々な課題出しをしていただいたためです。

また、施策検討会については、まちづくり会議に諮問すると同時に、「多文化共生に係る施策の庁内推進会議」という部長級の会議体を庁内に設け、そちらの部会として位置づけを整理しました。このように、外部の諮問機関と庁内の推進会議とが車の両輪のように多文化共生の施策を調整する体制をとっています。

なお、まちづくり会議については、今年の 12 月ごろに中間のまとめを整理していただく予定になっています。子ども教育環境向上について、昨年度は部会を 2 回開催して課題を抽出していただき、今年度は就学前のお子さんと、小学校から中学校にかけてのお子さんに関する様々な課題についてご議論をいただいています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

予算と経費についてご説明をお願いします。

【説明者】

予算については、シンポジウムを5回開催する予定でしたので200万円程度を計上しましたが、実際には1回しか開催しなかったことと、区の施設を利用したことから、執行は9万5,000円、執行率は4.7%となっています。内訳としては、ほとんどがシンポジウムのパネラーの謝礼です。

【委員】

実態調査の中で「外国にルーツを持つ子どもに対し、どういう支援をしてほしいか」といった旨の項目はありましたか。

【説明者】

保護者向けアンケートの中では、「お子さんが現在どういった学習環境にあるか」「日本語の習得状況はどうか」「通学状況」「子どもの教育で困っていること、心配していることはなにか」などをお聞きしています。回答としては、例えば「日本語を勉強するとき、来日して間もない段階から集中して日本語を学びたい」といったご意見が出されました。

【委員】

意見としてお聞きください。

内部評価において、24年度の課題に「ボランティア」という言葉が出てきますが、これは有償ボランティアですよ。そうすると、「有償ボランティア」または「支援員」と表現した方が、学校における現場での位置づけと枠組みや、新宿区と契約している支援員だということをはっきりすると思います。

それから、支援員になった動機、目的や、指導、支援の方法も支援員によって様々だと思いますが、最低限のきちんとした枠組みを設ける必要があると思います。併せて支援員を育成するための仕組みも必要ではないでしょうか。

区のお金を出す以上は、ある程度きちんとした人になってほしいと感じます。

それから、実態調査の結果などももちろん大事ですが、実際に現場に立っている支援員の意見なども吸い上げて、現場の声を活かしてほしいと思います。

【説明者】

貴重なご意見ありがとうございます。

今ご意見をいただいた放課後学習支援は、教育委員会が新宿未来創造財団に委託をしている事業です。支援員の専門性などについては、まちづくり会議の中でもご意見をいただいていますので、ハードルを高くした方がいいのか、それともいろんな方々に関わっていただく方がいいのかも含めて、これから検討していかなければならないと考えています。

【委員】

外国にルーツを持つお子さんも、ご両親が共働きで普段は親御さんがいない方が多いし、そうでなくても大変な思い、寂しい思いをしていると思います。そうした子の精神的なクッションになることも大切な役割だし、頑張ってもらいたいと思います。

【委員】

外国にルーツを持つ子どもたちへの対応については、言語一つをとっても、英語、韓国語、中国語、タイ語、ミャンマー語、ラオス語、タガログ語、ウルドゥー語等、アジア圏を中心に多種多様であり、その他にも様々な文化を持った人たちが集まっている新宿の特性から、教育現場もかなりご苦労なさっていると思います。ご支援をお願いします。

内部評価に「地域に対して、シンポジウム等を通して外国にルーツを持つ子どもについて理解を深める」と書かれていますが、地域だけが理解できればいいということではなく、当事者がきちんとその意識を持つことで、確実な支援に結びついていくのだと思います。シンポジウムに保護者等の当事者は参加されたのですか。

【説明者】

シンポジウムに実際に来られたのは研究者の方が多かったです。そういった意味では、当事者である保護者の方々と直接お話しする機会は、当課はなかなか持てません。そのため、直接お話しする機会の多い学校や保育園、幼稚園などの現場の職員がどう接していくかが重要と捉え、教育委員会や子ども家庭部と一緒に話し合っていきたいと考えています。

【委員】

この事業は、実態調査をもとに課題を洗い出して、検討組織を設置して具体的な施策を検討することが狙いなのでしょうか。

【説明者】

事業全体としては、サポートの体制を整え、施策をつくることで、外国にルーツを持つ子どもをサポートすることが大きな目標になります。

【委員】

推定で 2,000 人も子どもがいるのであれば、その全員を支援することはできないと思いますが、どうなのでしょう。また、この問題について、都や国はどのように取り組んでいるのでしょうか。

【説明者】

2,000 人のお子さんというのは、外国にルーツを持つお子さんがそれだけいらっしゃるだろうということなので、実際に支援が必要なお子さんの数ではありません。実際に支援が必要なのは、来日したばかりの方や、日本で生まれても親御さんが日本語をしゃべることができない方になりますので、限られてきます。

東京都は、例えば区立学校に日本語を教えるための教員を配置したり、今年度から新宿中学校で行っているような日本語学級の設置に向けた取組などを行っています。

国の文部科学省も、来年度から教育課程の中に日本語教育を位置づける予定になってい

ますので、それに係る大綱を作っているところです。

このように都や国も課題認識を持って取り組んでいますので、その推移も見守りながら新宿区の施策をどうしていくか調整することが、この事業の大きな目標だと思っています。

【委員】

都や国のそういった動きや、区で他に行っている取組などについても、内部評価に記載があると良かったですね。

【説明者】

それはおっしゃるとおりだと思います。

【部会長】

国籍の比率はどのようになっていますか。

【説明者】

出身でいいますと、アジア圏が90%ぐらいです。全体でおよそ3万3,000人のうち、中国の方が1万2~3千人、韓国及び朝鮮の方が1万1千何百人で、大体75%ぐらいを占めます。あとは千人台で、ネパール、ミャンマー、ベトナムが多くなっていますが、ベトナムは9割近くが留学生です。

【部会長】

意見としてお聞きください。

よくやってらっしゃると思いますが、内部評価の記載を見ても、何が本当に課題なのかをもう少し伝える必要があると思います。例えば目標設定で「こういう問題があるからこういうふうに解決します」というところが見えない。「今学校に来られない子どもが2,000人のうち何百人いるので、これを何人に減らす」といった目標があれば課題と効果が見えるのですが、「シンポジウムの開催」とか施策の検討・実施というアウトプットだけなので、何をどうしたいのかが伝わってきません。

それから、言葉だけでなく文化の問題、例えばイスラム圏だと宗教の関係で食べられないものがあるなど、いろんな問題をどう受けとめるのか考えていく必要があると思います。

また、子どもの問題というのは家庭の問題ですね。そうすると、家庭をどうするかというのが鍵になってきますので、その辺を併せて考えていく必要があると思います。

この事業は小・中学校を対象にしていますが、福祉の視点から見ると、その後の高等教育や就労の問題も深刻だと思います。

【説明者】

事業の実績については、今まで経常事業でやっていた「夜の子どもの学習支援」を、今年度からこの事業に移して実施していますので、来年度はその実績を出せる見込みとなっています。

【委員】

計画事業化したということですか。

【説明者】

はい。

【部会長】

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

では多文化共生推進課へのヒアリングは以上になります。ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

続いて、10「学童クラブの充実」、13「地域における子育て支援サービスの充実」の2つの事業について、子ども総合センターへのヒアリングを行います。相互に関連する事業なので、一括してご説明を受けた後、事業ごとに質疑をしたいと思いますがいかがですか。

<異議なし>

ではまずご説明からよろしくをお願いします。

【説明者】

子ども総合センター所長です。よろしくをお願いします。

まず10「学童クラブの充実」についてご説明します。

この事業の区の施策における位置づけとしては、まちづくりの基本目標「Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」を実現するため、個別目標「2 子どももの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」を掲げ、全ての子どもたちの健やかな育ちと自立を支援して、自分らしい生き方をできるように成長していける環境づくりを目指しています。この個別目標の基本施策の1つ「① 地域において子どもが育つ場の整備充実」に、この事業は位置づけられています。施策体系については以上です。

次に事業の内容についてご説明します。

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に遊びと生活の場を与えることにより、子育て家庭の支援及び児童の健全育成を図ることを目的とした事業です。手段としては、大きく「児童指導業務委託」と「民間学童クラブの運営助成」があります。

現在、区立学童クラブは26所ありますが、区が直接運営している施設は平日午後6時までしかやっておりません。一方で、平日午後6時以降や小学校の長期休業中の午前9時以前の保育需要が高まっており、これに応えるため、児童指導業務委託を導入して延長利用ができる運営を目指しています。それから、区の学童クラブで賄い切れない需要に応えるため、区内3か所の民間学童クラブの運営費を助成しているほか、西戸山第二中学校跡地に誘致した4か所目の民間学童クラブ建設費に対する助成を行っています。

事業の目標としては、27年度までに26所の学童クラブにおける児童指導業務を委託し、延長利用を可能にすること、27年度までに民間学童クラブを4所設置すること、区立の全学童クラブで、利用者アンケートによる学童クラブ満足度が70%以上になること、以上の

3つを設定しています。24年度はおおむね予定どおり達成することができました。

次に、評価の内容についてですが総合的に「計画どおり」と評価しました。学童クラブの業務委託による保育時間の延長、新たな学童クラブの開設など、子どもの居場所を充実するための事業は計画どおり進んでいます。また、保護者や地域代表からなる運営協議会の利用者アンケートや利用者懇談会、ご意見箱等、様々な手法で利用者の要望を把握し、内容の充実を図っています。

25年度の課題とそれに対する取組方針については、委託学童クラブにおいて区と事業者が情報を共有し、学童クラブ全体が切磋琢磨しながら事業運営を行うことが必要だと考えています。また、子どもの成長を第一に考える視点から事業運営を行えるよう、アンケートを通して利用者要望を把握しながら子どもたちに様々な遊びを提供していきます。それから、お子さんたちが成長していることを実感できるよう、例えば児童館合同発表会や合同ドッジボール大会などへの参加を促すとともに、サービス面に関する目標を設定して満足度70%以上の学童クラブを目指します。また、児童福祉法の改正により、平成27年度から学童クラブの対象が現在の小学校3年生までから6年生までとなります。その新法に対応するため、今年度需要の調査を行います。

事業の方向性は「継続」です。

取組方針としては、今後も子どもたちにとってよりよい居場所を充実していくこと、運営の効率化、延長利用などの利用者のニーズに応えることを目指し、学童クラブの拡充と委託化を進めていきます。また、利用者アンケートや利用者懇談会、ご意見箱などの様々な手法で利用者の要望を把握して、子どもの成長を第一に考える視点に立ったプログラムを展開するよう、事業者に助言していきます。

10「学童クラブの充実」については以上です。

続いて13「地域における子育て支援サービスの充実」についてご説明します。こちらの事業は複数の部署にまたがって取り組んでいますので、ご説明は子ども総合センター所長から一括して行いますが、ご質問への回答は各所属長から行います。

区の施策の位置づけとしては、先ほどご説明した個別目標「2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」の基本施策の1つに「② 地域で安心して子育てができる仕組みづくり」があります。この施策は、子どもを安心して生み育てられ、全てのお子さんたちが伸び伸びと健やかに成長できるなど、子育てと子どもの自立に対する支援の仕組みが十分に整備されているまちを目指すため、地域が積極的に受皿となって地域のサポート体制をつくるなど、様々な取組を行うものです。そうした取組の一つがこの事業です。

次に事業内容についてご説明します。

地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つよう、子育てに関する相談体制や子育て支援サービスの充実を図ることを目的とした事業です。

事業の手段としては大きく4つございます。

1つが「子ども家庭支援センターの拡充」です。虐待防止の取組を含めた要保護児童支援

の仕組みを充実させ、子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備するとともに、中高生の居場所や子育てにかかわる地域活動の場を拡充していく事業です。子ども総合センター及び子ども家庭支援センター3所を運営しています。

2つ目が「一時保育の充実」です。こちらは、子ども園推進課及び保育課が所管している事業です。認可保育所、子ども園を開設又は改修する際、可能であれば専用室型一時保育室を整備していくものです。

3つ目が「ひろば型一時保育の充実」です。親と子の広場など、普段から遊びに行ける身近なところで短時間乳幼児を預かることで、在宅で子育てしている家庭を支援していくものです。現在、子ども総合センター、榎町子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター二葉の3か所で実施しています。

4つ目が「絵本でふれあう子育て支援事業」です。こちらは中央図書館が所管しています。子どもの読書活動の出発点としても大変重要なため、保健センターで乳幼児健診を実施する際に、読み聞かせを行うものです。

事業の目標としては、現在4か所の子ども家庭支援センターを26年度までに5か所にする、専用室型一時保育の実施箇所数を27年度までに18園にする、ひろば型一時保育の利用人数を24年度に2,520人にする、3～4か月児健診での読み聞かせ参加者の割合を27年度に健診を受診された方の80%にする、3歳児健診での読み聞かせ参加者の割合を、27年度に健診を受診された方の50%にするの5つを設定しています。

達成状況ですが、指標4の達成度が90%であるほか、おおむね達成できました。

内部評価としては、子ども総合センター、子ども家庭支援センターについて、地域における子育て支援の拠点として、児童相談センターや民生・児童委員等との連携や協働を行いながら、子ども家庭相談の運営ができていくこと、ひろば型一時保育について、計画を上回る利用者数となったこと、専用室型一時保育室について、当初の計画どおり新たに1所開設して一時保育の充実を図ったこと、読み聞かせについて、母子健康保健事業の中で受診率の高い3～4か月児健診の機会に、保護者に対して絵本の配布と読み聞かせを行えたこと、3歳児健診の機会に、読み聞かせを計画どおり実施できたことなどから「計画どおり」と評価しました。

25年度の新たな課題としては、榎町のひろば型一時保育の開設時間が、他のところは午前9時から午後5時までやっているのに対し、午前10時から午後4時となっていますので、時間を延長する必要があると考えています。それから、北新宿第二児童館を機能転換して、5か所目の子ども家庭支援センターとして開設する必要があります。また、専用室型一時保育の需要が増加していますので、それを満たすため引き続き拡充を図っていく必要があります。本の読み聞かせについては、保健センターと一層連携して協力していく必要があります。

事業の方向性としては「継続」です。

取組方針としては、26年度に「(仮称)北新宿子ども家庭支援センター」を開設するため

の準備と、榎町子ども家庭支援センターにおける、ひろば型一時保育の利用時間を拡大するための準備を行います。専用室型一時保育については、増加する需要を満たすため引き続き拡充を検討します。読み聞かせについては、乳幼児健診の際の読み聞かせと絵本の配布を継続して行うとともに、健診時における親子の参加誘導について保健センターと一層連携して協力していきます。説明については以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ではまず10「学童クラブの充実」について、ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

学童クラブの定員充足率はどの程度でしょうか。

【説明者】

26の区立学童クラブの総定員数1,200人に対し、ここ数年はおおむね1,100人くらいで推移しています。

ただ、新宿の学童クラブは、待機児を出さないため、希望の学童クラブに入っていたり、定員を超えても全員受け入れる方針なので、地域のバランスや施設規模にもよりますが、大体10か所くらいは定員オーバーになっています。1,2所については、定員の1.5倍程度になってしまっています。

新宿の学童クラブは、児童館や学校内の放課後子どもひろばと併設していますから、児童館の児童コーナースペースなど、他に活用できるスペースがあります。定員が非常に厳しいところは、そういったスペースを一部学童クラブ室に転用するなどの形で運営しています。転用が難しい場合でも、児童館を利用して、空間を有効に使った住み分けをするなどの工夫をしながら運営しています。

【委員】

定員充足率が100%を超えている施設については、その分職員を増やしているのですか。

【説明者】

職員の配置基準は、定員ではなく4月1日の予測在籍数に基づいて決めています。

【委員】

平成27年度から6年生までが対象になると、スペース等が課題になると思います。どのように対応する予定ですか。

【説明者】

対象が6年生までに拡大されることは法で決まっていますが、現実的にどれぐらいの方が利用するかは未知数です。また、8月に実施するニーズ調査で、小学生については1,500世帯、入学前のお子さんについては2,500世帯を対象に様々なアンケートを行い、そこで需要を確認したうえで検討していきたいと考えています。

なお、参考に現状について申し上げますと、1年生と3年生では利用率が違ってきます。他のお友達とも遊びたいといった理由から、2年生、3年生になると退所する方が結構いらっ

しゃるため減ってきます。この傾向からいって、実際に 6 年生がそんなに学童クラブを利用するのかについては若干疑問があると思っています。いずれにしても、もし希望があれば応えていきたいとは考えていますが、その応え方としても、全て学童クラブなのか、放課後子どもひろばの機能拡充で対応できる方についてはそこでもいいのかなど、アンケート結果も見ながら検討していきたいと思っています。

【部会長】

内部評価をみると「質の高い」「切磋琢磨」がキーワードになっているように感じます。

このために巡回指導や指定管理者の会議をやっているとのことですが、他に質を上げるための研修や取組をなにか行っていれば教えてください。

【説明者】

サービス水準を向上させていくことは非常に大事なことだと思っています。その中心になるのは利用者の要望に応じていくことですから、アンケート等でいただいたご意見の活用が核となっています。それから、職員の専門性を高めることも必要だと考えており、従来から行っていた直営施設の職員を対象とした研修に、委託施設の職員にも参加していただいたり、直営施設の職員が委託施設を、委託施設の職員が直営施設を、委託施設の職員が別の委託施設を見て体験したりすることで、お互いの運営状況を把握するという体験的な研修を実施するなど、研修内容の充実を図っています。

【部会長】

発達障害などの障害を持った方はどれくらいいらっしゃいますか。

【説明者】

障害の手帳を持っている、持っていないに関わらず、非常勤職員や臨時の職員による特別な支援を行っているお子さんが、区立の 26 の学童クラブで大体 40 人～50 人程度いらっしゃいます。支援が必要かどうかは、まず保護者にご申請いただいてから、障害児の認定審査会を設けており、そこで認定しています。認定されたお子さんに対しては、そのお子さんに応じて非常勤職員等を配置しています。

【委員】

昨年度の外部評価委員会でも指摘したことですが「子どもの成長する力をのばす」という事業目的を達成するためには、お子さんを預かって見守るだけでは足りないと思っています。例えば民設民営の学童クラブでは、保護者の満足度を上げるためにそこで提供するサービスを大変工夫しています。こういった施設と区の施設の大きな違いは大きく 5 つあると感じています。1 つには保育時間と期間です。2 つには給食対応が大変進んでいて、おやつから夕食まで考えています。3 つには医療機関と連携するなど医療対応ができています。4 つには送迎サービスを行っています。5 つには、これが決定的な違いだと感じていますが、子どもの学習能力を高めるための取組を行っています。「子どもの成長する力をのばす」ためには区の施設でもこういった取組を行う必要があると思いますがいかがでしょうか。

【説明者】

まず、全区民に公平に提供する公設の学童クラブのサービスとして、時間、期間についてはできるだけ達成したいと思っており、全所で午前 8 時から午後 7 時までの保育時間を目指しているほか、夜間就労されているなど特殊なご事情を抱えている保護者のために、民間の学童クラブ 1 所に夜間保育のための助成を行っています。

それから、医療機関との連携については従来から区の施設でも行っています。

学習については、基本的な学習習慣を身につけることは、生活指導上大切だと思っておりますので、そうした働きかけは全ての学童クラブで実施していますが、塾のような形で教えることは現在考えていません。第一には学校・家庭で見たいと思っています。

送迎と夕食の提供については現在のところ考えていません。

【委員】

委託にした場合に、何か問題点はありますか。

【説明者】

保護者の方が一番ご心配になるのは切り替えの年です。切り替えの年には全ての職員が変わりますので、そういったことへの不安が大きいと感じています。そのため、2 か月前から新しい事業者が入ってもらい、引継ぎ期間をしっかりと持つようにしています。それ以外に、運営内容で委託施設だから問題という点は基本的にないと思っています。

【部会長】

他にはいかがですか。よろしいですか。

では続いて 13「地域における子育て支援サービスの充実」の質疑に入ります。

いわゆる「ベビーホテル」への対応はどのようになっていますか。

【説明者】

保育課長からお答えします。

ベビーホテルについては、東京都が一定の補助を出している施設については把握ができませんが、それ以外の全く補助金を出していない施設については把握ができていません。

ただ、決してそういうところの保育環境が劣悪ということではなく、むしろ満足度の高い突出した多様なサービスを提供する代わりに、保育料を高額にして補助金の必要ない運営を行っているようです。現在は、小さな事業所内保育所もできるだけ補助の対象にすることで、行政が保育環境等を把握しようという方向になっていますので、保育環境自体が問題になっている施設は、ほとんどないと認識しています。

【部会長】

親御さんが一時保育を利用する理由として、一番多いものは何でしょうか。

【説明者】

一番多い理由は、習い事や出かけたかった、いわゆるリフレッシュです。なお、例えばパートタイムで働いているけれど、保育園に預けるほどではないという方を優先にしている枠もあります。

【部会長】

ひろば型一時保育も同じような感じですか。

【説明者】

子ども総合センター所長からお答えします。

ひろば型一時保育については、一日 4 時間までということもありますので、パーマに行くなどちょっとしたリフレッシュや休憩のためにとられる方が多いです。

【委員】

子ども家庭支援センターが拡充されて 5 所になるとのことですが、各所における支援体制は今後どうなっていくのでしょうか。特に虐待対応ですが、例えば地域で虐待を見つけたときにどのように対応するのか、職員の研修とか対応能力も含めて教えてください。

【委員】

関連して、虐待は国民的な課題であり、子どもの人権を最も侵害するものだと思うのですが、現在子ども家庭支援センターで行われている取組はそれに対してはやや弱いと感じています。特に、虐待が発生してから対応するのではなく、虐待を発生させないための取組が弱く感じます。区と地域で積極的に虐待を防止し見守っていく体制が必要と考えますがいかがでしょうか。

【説明者】

子ども総合センター所長からお答えします。

まず、5 か所の子ども家庭支援センターが来年できた後の支援体制についてですが、大体 10 の出張所の管轄を 2 つずつに分けた範囲をそれぞれ担当していこうと考えています。

次に虐待を発生させないための取組についてですが、おっしゃるとおり、虐待がなければ虐待対応は必要ないわけですから、市区町村の一番の役割は、実際に虐待が起こってからの対応ではなく、虐待を防止することだと思います。虐待というのは特別な人に起こるわけではなく、子育てに孤立したとき、子育ての悩みを自分だけで解決できないとき、誰も助けてくれない状況に追い込まれたときなどに誰にでも起こり得ることです。ですから、そうならないようにすることが一番大事です。そのために、できるだけ身近なところで相談できる体制を充実させたいと思っています。

具体例を申しますと、育児に自信が持てない親御さんを対象としたプログラムを、子ども総合センターで始めました。具体的には親と子の広場に参加されているけれど、そこになかなか馴染めない親御さんやお子さんとのかかわり方に悩んでいる方にお声掛けをして、そうした方たちを対象にペアレントトレーニングなどのグループ活動を行って、ノーバディ・イズ・パーフェクト、つまり、誰も 100%ではない、みんないろいろな課題を抱えながら子育てしているということを実感してもらっています。今後もこうした虐待防止の取組を充実させていきたいと思っています。

職員としても充実を図っており、各子ども家庭支援センターには、正規の相談担当の職員 3 人と非常勤が 1 人というように、一定の職員を必ずつけることを決めています。

それから、子ども総合センターと、子ども家庭支援センターの役割分担を検討する必要

があると考えています。現在は基本的には区別はないのですが、例えば虐待通告については総合センターに特化することの是非も内部的には検討しています。その場合でも虐待予防や様々な相談など、区民に身近な取組は全ての子ども家庭支援センターで行います。

【委員】

予防に対する取組が各子ども家庭支援センターで確実に行われることはとても大事なことでと思います。よろしくお願いします。

役割分担についてですが、高齢者総合相談センターで行われている、各出張所単位の地域館 9 所と、区役所本庁舎内の基幹 1 所を設置し、基本的な事案については地域館で、困難な事案については本庁舎で支援を行うという役割分担が非常によくできていると思うのですが、参考にされてはいかがでしょうか。

【説明者】

そういった方法も含め、十分な検討を行っていきます。

【委員】

虐待通告について特化とのご発言がありましたが、特別な取組などを行う予定はあるのでしょうか。

【説明者】

現在、23 区は児童相談所を区に移管するべく東京都と話をしています。その理由の 1 つは、深刻な虐待事案に対して 2 つの機関が取り組んでいてはタイムロスにつながってしまうため、より深刻なケースを招いてしまう恐れがあることです。現実には、新宿ではないですが死亡事例が発生したこともあります。ですから、そうした深刻なケースへの対応は、1 つの機関が通告から支援まで一貫してやるべきだと考えているのです。

同様に、区内での対応についても、虐待の初期対応を 5 か所の子ども家庭支援センターがそれぞれやるのではなく、子ども総合センター1つに集約することも有効ではないかという考え方もあります。ただ、体制の組み方が非常に難しいこともあり、現在は各センターで全て行っており、今後どうしていくかを検討していく必要があります。

【委員】

一時保育を行っている施設は現在 1 園だけなのでしょうか。

【説明者】

保育課長からお答えします。

保育園がやっている一時保育というのは、昔から空きがあれば行うことができるという制度はありました。ただ、現実には空きがある状況ではないので、専用室を設け、一時保育専門の事前登録をしていただいたうえでご利用いただく専用の一時保育室を、子ども園 7 か所と保育園 5 か所で実施しています。

【委員】

読み聞かせについて、絵本の配布、読み聞かせはボランティアさんが行っているのでしょうか。また、絵本の配布は 3~4 か月児健診の受診者全員に配布しているのですか。

【説明者】

中央図書館長代理からお答えします。

読み聞かせについては、小学校等のボランティアさん、地域の方にやっていただいています。3～4 か月児健診の際には、「くつついた」、「がたんごとん がたんごとん」という 2冊の本を配布しています。赤ちゃんも保護者の方も大変うれしそうに聞いておられて、その本をおうちに持って帰って、読み聞かせていただくことで、読書活動にもつながるものと思います。地域の方とともにそういう活動を行っています。

【委員】

新宿区では乳幼児の文化体験事業を展開していますよね。その中には「初めてのお芝居」という 0 歳から 3 歳向けのお芝居を行っていますから、そういったものとリンクをしても面白いかもしれませんね。

【説明者】

図書館でも、人形劇とか、劇団や大学のボランティアによる演劇会などの催し物を行っていますので、今ご提案のあった取組などとも協力・連携していければと思います。

【部会長】

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

では子ども総合センター所長、保育課長、子ども園推進課長、中央図書館長代理へのヒアリングは以上となります。ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

では続いて、6「配偶者等からの暴力の防止」のヒアリングを行います。

はじめに、男女共同参画課長より事業のご説明をお願いします。

【説明者】

よろしくお願いします。

この事業は、まちづくりの基本目標「Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の個別目標「1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち」の基本施策「① 人権の尊重」に位置づけられています。

配偶者や恋人など（以下「配偶者等」という）からの暴力、いわゆるドメスティックバイオレンス（以下「DV」という）は、個人の尊厳を害し生命や身体を脅かす重大な人権侵害です。この事業は、DVに対する認識を深め、配偶者等による暴力のない社会の実現を目指すものです。第一次実行計画では計画事業「男女共同参画社会の形成」の中に位置づけられておりましたが、第二次実行計画では別事業として独立させました。

事業の手段としては、広く一般区民を対象としたDVに関する講座や、若者やその親世

代を対象にしたいいわゆる「デートDV」についての講座を実施しています。

事業の目標としては、区政モニターアンケートにおけるDVに関する設問で「DVだと思ふ行為」の認識度を毎年度80%以上にすることを設定しています。24年度は目標80%に対して60.3%という結果で、達成度は75%程度でした。

事業経費としては、全て一般財源で16万9,000円を計上しました。内訳は、主に講座の講師謝礼です。

内部評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、DVは非常に重大な人権の問題ですから、区が費用を負担して広く区民に認知するという事は「適切」だと評価しました。

「適切な目標設定」については、広く区民の意識をモニターアンケートで捉える指標であり「適切」と評価しました。

「効果的効率的な視点」については、幅広い年齢層の区民を対象に、一般的なDV講座を行い、これに対するアンケートをみても、ほぼ9割の方から内容に対し「満足」との回答をいただきましたが、DVに関する理解を深めるという観点からは、一般的なものからステップアップした内容や、若者、学生を対象にしたデートDVに対する意識啓発も必要となることから「改善が必要」と評価しました。

「目的（目標水準）の達成度」については、指標の達成度が75%に留まっており「達成度が低い」と評価しました。

「総合評価」としては、目標水準を達成することはできなかったものの、予定どおり3回の講座を実施し、そのアンケート結果などから受講者の満足度が高かったといえるため「計画どおり」と評価しました。

最後に「進捗状況・今後の取組方針」についてご説明します。

24年度は、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関する区民、企業、従業員の意識・実態調査の結果、DVに関する認知度がまだ低い状況にあったため、一層の啓発が課題でした。これに対し、DVに関する講座を開設して普及を図ることを方針として、若者やその親世代を対象とした講座を実施しました。

24年度の実施結果を受けた25年度の新たな課題としては、若者に対するDV等の啓発と、研修内容の充実です。特にDV被害者を支援する側の人たちを対象とした講座や、若者を対象としたデートDV等に関する講座の内容を充実していく必要があると考えています。この課題に対して、一步踏み込んだステップアップ研修なども見込んだ講座内容等を構築していくことを方針としています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

この事業はDV被害者の救済ではなく、あくまでも防止ということによろしいですか。

【説明者】

そうです。

【部会長】

被害者の救済は別の事業でやっている。

【説明者】

そういうことです。

【部会長】

ありがとうございます。

ではご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

3回の講座に参加された方はどの程度でしたか。

【説明者】

スタートしたばかりということもあり、合計で35人でした。

【委員】

1回10人程度ですね。その35人は一般の区民というより、DV対策にすごく高い関心を持っている方や、それに関わる立場にある方ではないでしょうか。

それから内部評価について「効果的効率的」を「改善が必要」と評価し、「目的（目標水準）の達成度」を「達成度が低い」と評価しながら「総合評価」を「計画どおり」と評価しているのは何故なのか、ちょっと理由がわかりませんね。

【委員】

参加人数は気になりますね。

また、アンケートの結果が良かったというのも、DV対策に強い関心を持っている方が、専門的な知識を持った講師の方の講座を受ければ、そういった回答になるのもある意味当然だと思います。それを理由に「計画どおり」と評価してしまうのはどうだろうというのが率直な思いです。

【説明者】

「計画どおり」というのは、当初見込んだ計画どおり講座を実施したということからです。指標の達成度については、指標に使っている区政モニターアンケートの結果が様々な要因で決まってくるものなので、講座をどんどん頑張ればそれだけ直接この数字が上がるというものでもないかもしれませんので、評価する際には悩ましい部分となります。

【委員】

講座以外にはどのような啓発活動をしていますか。

【説明者】

男女共同参画推進センターでは年3回、「ウィズ新宿」という男女共同参画情報誌を発行しています。そういった媒体を使ったり、学校向けの啓発冊子などの中にDVについて関心を引くような情報提供をしたりしていくことが必要だと思っています。

【委員】

何かカードとかもつくってましたよね。

【説明者】

はい。悩み事相談というものです。

【委員】

DVに特化したカードはなかったでしたっけ。

【説明者】

現在のところ新宿区ではDVに特化したものはありません。

都や他区ではそういったものもあるようです。

【委員】

それは啓発とは直接関係ないですね。

【説明者】

どちらかというと被害者の方を相談窓口へご案内するような内容です。

【委員】

区政モニターアンケートの項目というのは、毎年、毎回違ってくるのですか。

【説明者】

毎年区政モニターアンケートを所管する広聴担当課から、項目に関する調査が来ますので、その際に「この項目は聞いてください」という形でお願いしています。

【委員】

関連して、印刷物の配布や同じような人ばかり来る講座だけでは意識改革にはつながらないではありませんか。

【説明者】

区としても、小学生、中学生のころから啓発していくことが非常に重要と考え、24年度から、学校に対する取組を始めています。まだ始まったばかりですが、より効果的に子どもたちに伝えられるよう、例えば漫画など子どもにとって見やすくわかりやすい形での啓発方法などを現在検討しているところです。

【委員】

先ほど「学校向けの啓発冊子などの中にDVについて関心を引くような情報提供をしていく」というのは、これから取り組むということですか。

【説明者】

はい。

【委員】

つまり、今後、小学生レベルからきちんとDVというものを認識ができるような啓発をしていくというお考えがあるということですか。

【説明者】

教育委員会とも相談しながら進めていく必要がありますが、そのための素材をつくり、活用していくことは、ひとつの有効な手がかりかなと思っています。

【委員】

ぜひ、期待をしています。

【委員】

意見としてお聞きください。

この事業については、日本人特有の人権意識の薄さをきちんと踏まえて評価しないといけないと思います。例えば民族差別、人種差別、国籍差別、男女差別、職業差別、もっとその深刻なものだと部落差別もありますよね。

講座への出席者が3回でわずか35人というのは、まさにその表れだと感じます。そういった点では、小学生、中学生、さらに高校生を対象に人権意識を植えつけることは大変効果的だと思います。教育委員会と男女共同参画課には真剣に取り組んでほしいし、それに向けた姿勢が内部評価にはほしいと思います。

【説明者】

委員の意見を受けとめまして、そのための取組をこれから検討していきたいと思います。

【部会長】

他にはいかがですか。

では男女共同参画課へのヒアリングは以上になります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

続いて5「成年後見制度の利用促進」について、地域福祉課へのヒアリングを行います。まず事業の内容について、地域福祉課長からご説明をよろしくお願いします。

【説明者】

よろしく申し上げます。

この事業は、まちづくりの基本目標「Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の個別目標「1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち」の基本施策「① 人権の尊重」に位置づけられている事業です。

平成19年度から新宿区成年後見センター（以下「成年後見センター」という）を設置し、その運営を新宿区社会福祉協議会に委託をしています。成年後見センターは、新宿区における成年後見制度を利用される方等への支援の中心となっています。ちなみに、成年後見センターでは地域福祉権利擁護事業による高齢者、障害者等への権利擁護もあわせて行っています。

支援の具体的な内容としては、普及啓発、相談対応、成年後見人等の支援、情報提供、運営委員会の設置運営などを実施しています。特に大きなものとしては、様々な相談会、講演会、説明会などをきめ細かく開催しています。最近では非常に申込みが多くて臨時に

開催数を増やすこともあるなど、非常に需要が高まっており、これに応えるよう努力しています。それから、相談についてはセンターの職員による相談のほか、弁護士、司法書士等の専門家による相談も別途行っています。こちらも非常に需要が高まっており、さばき切れないほどのご相談をいただいています。それから、最近非常に難しいケースが増えており、そういった相談に対する重要さが大変増してきています。

事業の目標としては、区政モニターアンケートにおいて、成年後見制度の名前や内容を知っていると答えた方の割合を27年度に60%にすること、及び成年後見センターで実施する、弁護士、社会福祉士等の専門家による相談の実施件数を、27年度に年間200件とするものの2つを設定しています。

その達成状況としては、区政モニターアンケートについては平成24年度の目標36%に対し実績が43.8%、達成率は121.7%、相談件数については、24年度の目標185件に対し実績が206件、達成度は111.4%でした。なお、区政モニターアンケートについては、当初は27年度までに42%と目標設定していたのですが、既に達成してしまっているため、25年度から60%に変更しました。

事業経費としては90%少々が委託料です。さらにその中の74%が成年後見センターの人員費でした。

評価としては、全ての項目を適切と評価しました。

「サービスの負担と担い手」については、区が権利擁護のために行っているものです。「適切な目標設定」については数値の見直し等も適切に行っています。「効率的効果的」については、非常に専門性の高い業務なので、専門性を持ち、日ごろから地域福祉権利擁護事業を行っている社会福祉協議会に委託することは、効果的効率的と考えています。「目的（目標水準）の達成度」については、周知、利用共に指標の数値からも達成度は高いと考えています。「総合評価」については、これまでのところ計画どおり事業を実施し、実績も出ていることから「計画どおり」と考えました。

最後に進捗状況・取組方針についてご説明します。

24年度は、市民後見人の取扱いについて課題がありました。市民後見人というのは一般の方々研修を受けて後見人になる制度ですが、こういったケースをお任せするかということについて、非常に議論があります。この課題に対応するため、「成年後見事例検討会」というものを立ち上げました。昨年度1回開催し、本年度も既に1回開催しています。市民後見人の方が受任すべきケースかどうかを検討等し、円滑に市民後見人の方が活躍できる環境整備を目指しています。

25年度の新たな課題としては、現在東京都が行っている市民後見人の養成を、特別区に移管する方向となっているので、区がしっかりと市民後見人を養成することのできる環境を整備する必要があると考えています。また、成年後見制度は今後さらに必要性が高まると考えていますので、区民の方々のご要望にしっかりと応えられるよう、相談・支援等を行っていただけるように努めていきたいと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

専門相談員への相談件数はもっと増えていくとお考えですか。

【説明者】

必ずしも全てのケースについて専門相談員による相談が必要なわけではなく、成年後見センターの職員である相談員でもある程度進むケースも多くございますので、年度によりばらつきはありますが、現在のところは190から200くらいの間で収まると考えています。ただ、今後も増加する傾向であれば見直していきます。

【委員】

意見としてお聞きください。

指標がいずれも達成された背景には、新宿区社会福祉協議会の並々ならぬご努力があったものと思います。今後も需要が増えていくことが予想されるなかで、市民後見人の養成を担うことになる区はもちろんですが、社会福祉協議会も、実際に受任する市民後見人も負担は増していくものと思います。相互に協力し合うだけでなく、適切なケアをお願いしたいと思います。

【部会長】

昨年度の区長申し立ては何件くらいありましたか。

【説明者】

平成12年から24年6月までの間に、審判が決定されたものが延べ133件です。

【部会長】

平均年間10件ですね。今後も増えるのでしょうかね。

【説明者】

はい。特に、老人ホームに措置で入る方、入っている方は、契約の切りかえの際は後見人が必要になります。そういうケースはまだ非常にたくさんありますので、増えると思います。

【部会長】

あとは虐待ですよ。

【説明者】

そういうケースもあります。

【部会長】

日常生活自立支援事業の利用者は何件程度になりますか。

【説明者】

24年度の新規契約が19件、延べ契約が75件となっています。ただ実際には、契約前から支援しているケースもかなりありますので、実際の業務量はこれ以上になっています。

【委員】

意見としてお聞きください。

認知高齢者が全国で 400 万から 450 万になることが見込まれる中で、成年後見人というのは、被成年後見人の人権と財産を守る最後のラインですから、市民後見人の育成制度そのものの見直しも必要になってくると思います。

それから、後見人だけでなく、補助人や保佐人の認定も重要になってくると思いますので、その辺りも踏まえたご検討をいただきたいと思います。

【部会長】

他にはよろしいですか。

ではヒアリングは以上になります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長】

以上で、経常事業・計画事業ともヒアリングは全て終了となります。

次回からは今年度外部評価の第 2 部会案を取りまとめていくこととなります。

ヒアリングを行っていない 3 つの計画事業についても対象となりますので、各委員チェックシートの作成をよろしくお願いします。

では、本日は以上で閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>